

千葉県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

○千葉県立農業大学校管理規則（平成二十三年千葉県規則第九十八号）に関する資料

改正案	現行
<p>1 附 則 1・2 略 (条例附則第三項に規定する規則で定める期間)</p> <p>3 条例附則第三項に規定する規則で定める期間は、令和三年四月二十六日か <u>ら令和四年十一月三十日までとする。</u></p>	<p>1 附 則 1・2 略 (条例附則第三項に規定する規則で定める期間)</p> <p>3 条例附則第三項に規定する規則で定める期間の始期<u>は</u>、令和三年四月二十 六日とする。</p>